

26 貿情セ 調（経提）第6号D
平成27年1月20日

経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課 風木課長殿

安全保障貿易審査課 長濱課長殿

(写) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿

(写) 安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿

(写) 安全保障貿易審査課 相川課長補佐殿

(写) 安全保障貿易審査課 小澤上席審査官殿

(写) 安全保障貿易管理課 草刈係長殿

市販暗号装置、市販暗号プログラムの市販前の非該当化について

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
情報通信専門委員会
通信・情報セキュリティ分科会
主査 太田 隆幸

1. はじめに

平成24年10月22日に提出させていただきました CISTEC の要望書（整理番号24 貿情セ調（経提）第8号）の「市販暗号装置、市販暗号プログラムの市販前の非該当化について」を、貴省にて継続してご検討いただき誠に有難うございます。本年7月16日の打ち合わせの際にご指示いただきました項目に関しまして回答させて頂きまるとともに、これらの内容を踏まえ、分科会にて再度検討を行ないましたのでその結果を踏まえた新たな提案をご提案させていただきます。

本要望は、携帯電話やスマートフォン、パソコン、デジタル家電などのコンシューマ製品をグローバル展開している多くの我が国企業にとって、輸出管理手続き上の負担低減となるとともに国際競争力強化につながるものであり、是非とも前向きにご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

2. 検討結果

(1) 市販暗号製品の登録と報告制度について

7月16日の打ち合わせにて暗号製品の登録と報告制度の導入も含め検討を行うようにとのご指示をいただきましたが、我が国の制度は、該非判定は輸出者の責任となっており、暗号品目に限定した該非判定に関する登録や報告等の制度導入は、現行制度にはなじまないと考えます。

一方、産業界において負担となっているのは、携帯電話やスマートフォン、パソコン、デジタル家電など明らかに市販される製品の試作品等への市販暗号除外適用であり、個々の製品の機微度で判断し、同等品、類似品が既に市場で販売されている製品群については製品カテゴリで除外できることを明確にさせていただき、そのリストをQ&A等で公表していただくことで、実質的に登録制度と同等の運用が可能であると考えます。

(2) 市販暗号除外に関する諸外国の制度と運用状況

i) 諸外国の制度

<米国>

米国では市販又は市販前を区別する制度は存在しない。市販暗号品目は、一部の品目を除いた非市販の暗号品目と同様に、基本的には企業の自主判定が認められており、この場合には1回だけの事前の企業登録と新製品について年に1回の該非判定結果の報告義務がある。当局に申請すれば、公式の判定結果を得ることも可能。

<欧州>

運用は各国法に委ねられている。該非判定は、基本的には輸出者責任であり、市販暗号除外についても申請・登録・報告等の制度はない。UK等、当局に申請すれば、公式の判定結果を得ることも可能(義務ではない)。

注) フランスについては、輸出規制とは別に独自の暗号規制があり、市販製品であっても申告が義務付けられているものもある。

ii) 運用状況

市販暗号除外についての判断は、各国とも基本的には企業の自主判定に委ねられているため、各国の運用状況を確認するためCISTECの会員企業にヒヤリングした結果、下記の状況が確認できた。

<米国>

- ・市販前の販売計画で米国当局のレビューを受け、市販暗号除外の適用が認められたケースがある。
- ・同一製品については、販売の前かどうにかかわらず、市販暗号(5A992)として扱い区別せず運用している。

<欧州>

- ・英国では市販品と同等の試作品は開発コード(商品名)単位で該非判定を行い量産品と区別せず当局に申請し、NLR(許可不要)と判断されている。
- ・フランスでは米国のGCATS(該非判定書)を提示すれば問題が無い限り、その後の手続きは不要となっている(試作品、市販品も同一のGCATSであれば、同じ該非判定が認められる)。

- ・フランスには、独自の暗号規制に基づく申告制度があるが、携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレット端末、インターネットTV等については、この手続きは行われていない(一般的に除外対象と解釈されている)。
- ・ドイツでは日本と同等の運用にしている企業もある。

3. 要望理由と効果

本要望は、下記の理由により安全保障と企業活動の両立が図れる案であると考えております。

- ① 対象として考えているのは、パソコン、デジタルTV、携帯端末、その他の標準規格が公開された機微度の低い民生用途の製品である。(別紙参照)
- ② 特に認証試験・現地評価目的、セールスサンプルでの輸出である事から、エンドユーザーとしての懸念は皆無であり、相互接続性確認は国際ビジネス上で日常的な行為である。
- ③ 商品化決定・設計認定などの社内手続きは完了しており、市販される予定であることが社内の客観的資料(書面)により確認できるものである。
- ④ 高額なイニシャルコスト(金型代・認定機関費用、製品によっては数千万円～数億円)が発生済みであり、市販が覆ることは現実的にはほぼ皆無である。
- ⑤ 高額なイニシャルコストが前提である事から、中小企業及び個人の輸出行為の抜け道にはなり得ない。
- ⑥ 該当扱いは包括許可の適用であることから、産業界での管理、運用の負担が大きい。

試作品が非該当となる事による負荷の軽減は、個社の実情によって変わりますが、輸出管理業務の20%~50%は改善されると推測しています。さらに製造者と輸出者間でのやりとりが簡便になる事から効果は計り知れないと考えております。

また、会員企業に対するヒヤリングの中で、米国にて市販暗号除外が認められている製品の試作品を外為法該当で香港に輸出する際、香港の輸入通関にて、米国の該非判定結果と外為法の該非判定結果が異なるため、説明に苦労したとの事例が報告されておりますが、この様な内容も改善されると考えております。

4. 要望

産業界にて取りまとめたリスト（別紙1）の内容をご確認頂き、貴省HPにQ&Aとして掲載頂きたく要望致します。産業界においては、別紙1に掲載されている製品群に限定して、試作品等への市販暗号除外適用を可とする運用を行います。将来、市販暗号製品として新たな製品群の追加が必要となった場合には、当分科会を通してリストの見直しをご相談させていただきます。

ー掲載希望 Q&Aー

<市販前製品/部分品の市販暗号除外適用>

Q: 既に主たる機能が同等の暗号化製品が市販された製品で別紙1に示す標準規格等が公開された民生用途の製品に対して、市販を開始する前に国際機関での認証や、海外での接続テストなどの評価を行うため、又はセールスサンプルとして輸出します。これらの製品は暗号機能を有していますが、貨物等省令第8条第九号タ(一)1の要件を満たすと判断し、更に同号タ(一)2及び3の要件も満たせば市販暗号除外を適用し非該当として輸出することは可能ですか？

A: 別紙1に示す一般に市販を行うことを目的とした製品であって、別紙2に示す暗号機能が確定し製品の開発が完了しているものであれば、市販前のプロトタイプやセールスサンプルであっても下記の①から④の条件の範囲内で貨物等省令第8条第九号タ(一)1の要件を満たすとの判断が可能です。

<市販前のプロトタイプ、セールスサンプルでも市販暗号除外が適用できる条件>

- ① 一般に市販されている別紙1に示す製品と同種の製品であること。
- ② 暗号機能がすでに市販されている製品に使われているもの又は公開された暗号標準に基づいたものである。
- ③ 別紙2に示す様に開発・設計が完了し（最終評価を残しているものを含む）、暗号機能が確定している。
- ④ 貨物等省令第8条第九号タ(一)の要件が書面により確認できる。(販売要件については、販売計画書、製品発表資料、販売会社との販売契約書等、販売予定が書面により確認できればよい)

上記の4つの条件の範囲内で、更に同号タ(一)2及び3の要件も満たすことが書面によって確認されるものであれば、同号タ(一)の市販暗号除外の適用が可能です。

また除外した品目は16項貨物の判断をして、キャッチオール規制の判定記録を残すようにしてください。

尚、プログラムについても同様の考え方により、役務通達の外為令別表中の解釈を要する語の9の項「貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム」の除外の適用が可能です。